

令和7年度第5回 国分寺市補助金等審査会

日 時：令和8年1月6日（火）午後1時30分開始～午後4時30分閉会
場 所：国分寺市役所 5階 502 会議室

●事務局

それでは定刻になりましたので、令和7年度第5回補助金等審査会を開催します。今回は来年度予算に計上予定の新規補助金6件のご審査と報告8件を含め、終了予定時刻は16時30分を予定しております。議事進行に御協力をいただけますようお願いいたします。

初めに市長に代わりまして、財政課長の松下より、本日の審査会に諮る諮問をさせていただきます。

●財政課長

国分寺市補助金等審査会条例第2条の規定により、下記の補助金について審査いただきたく、諮問いたします。

記

新規補助金について（6件）

- 農業経営強靱化事業費補助金
- 男性ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費用助成金
- 在宅医療推進強化事業（24時間診療体制推進）補助金
- 高齢者補聴器購入費助成金
- 医療的ケア児保育支援事業補助金
- 初回産科受診料助成金

以上

【審査番号8 農業経営強靱化事業費補助金】

●経済課

国分寺市農業経営強靱化事業費補助金になってございます。

こちらは、東京都で令和3年度から令和6年度に実施された都市農業経営力強化事業の後継事業になりますが、引き続き補助を行いたいというものでございます。補助の期間は、令和7年度から令和11年度までとなり、国分寺農業を牽引する認定農業者等に対して、施設整備や農業機械の導入支援をいたしまして、社会情勢や自然環境の変化に力強く対応できる強靱な農業経営体制を確保育成することを目的とさせていただきます。

それでは早速でございますが、チェックシートの1ページをお願いいたします。

中段の少し上の補助率ですが、東京都4分の3に対しまして従前の都市農業経営力強化事業から継続して市の割合は8分の1としてございます。

2の補助金対象事業及び補助内容にありますとおり、令和8年度につきましては、市内認定

農業者3者を対象にいたしまして、全部で防鳥柵4棟、パイプハウス1棟、このパイプハウスの附帯設備として細霧冷房機、遮光カーテンを対象とした補助を行う予定となっております。

次に3ページの3です。目的達成のための考え方でございますが、物価高騰や気候変動などにより、農業者におきましても大変厳しい状況が続いております。こういった観点から、都市農地の保全に向けて農業経営の安定化を目指した施設整備などに対する補助を行っていきたいと考えてございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。よろしくご審査のほどお願いいたします。

●会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様、ご質問ご意見等いかがでしょうか。

●会長

それでは私大橋から、市内3認定農業者が既に決定しているということですが、全部でどのくらい農業者がいて、この3つにどのような経緯で絞られたのか教えていただけますか。

●経済課

市内の農業者なのですが、およそ150経営体程度ございます。そのうち認定農業者につきましては、経営体で言うと41経営体になってございます。毎年度、補助金に関して説明会を開くのですが、ご出席いただいた方の中から今回希望があったのが3経営体ということになってございます。

●会長

その説明会というのはどのように認知されるものなのでしょうか。その150人にどのように周知されるものなのでしょうか。

●経済課

JAに支部回覧というものがあり、回覧を依頼して、希望のある方はその説明会にいらっしゃる流れになりますが、毎年大体10人から15人ぐらいの方が説明会に来ていただいております。

●会長

そのように周知をされ、この3つが手を挙げたということですが、他に手挙げた方はおられたのでしょうか。

●経済課

この補助金に関してはこの3経営体です。

●会長

防鳥柵というものはどのようなものなのでしょうか。

●経済課

ブドウなど、植木関係とかが多いのですが、鳥が入ってこないような四角いネット式の資材になります。

●会長

わかりました。1,000万円なのですね。基本的には大変結構なことだと思います。他に皆様からいかがでしょうか。

●委員

この補助金の目的は、5番に書いてあるとおり、盤石な農業経営体制を確立するとあります。

対象として今予定されているのが3、その3のある対象作物については、目標が500万円、次は230万円、その次71万円ということですが、71万円での農業経営体制の盤石ということはどういうことでしょうか。

●経済課

金額からすると、確かに一般的に盤石というのは表現として、必ずしも合致してないところはあります。市内の専業農家さんというのは、5人もいなく、大体が兼業農家さんです。なかなか農業だけでは経営が成り立たないことが現実としてはあり、少しでも農業のところ、都市農地の保全という意味合いも含め、一見すると数字としては大きくないようにみえますが、このぐらいの数字であれば一定安定するだろうと考えています。

●委員

この方々はおそらく生産緑地法の対象になってくると思います。既に税金の面でも、優遇されているし、皆さん農地以外でもアパート経営などもされており、多分一般の非農家の市民の方々よりも、経済的な安定性はあると思います。そのような状況で、国分寺市が盤石という観点から戦略として考えるのであれば、果たしてこのような形でいいのかと思います。500万円や1,000万円程度の額の人たちに補助をして盤石にするのであれば、私はわかります。ではなく、認定農業者Cのような方々も対象にするということの意味が私にはわからないので、そこを説明していただきたい。

●経済課

先ほど委員からお話がありました71万5,000円の方ですが、こちらにつきまして基本的には認定農業者の方につきましては、市の農業基本構想に基づいた所得の目標を設定しております。Cの方につきましては、目標としては5年間で農業収入年間300万円に達するように、目指しているところでございます。その中でこの方につきましては、個別具体的な話になりますが、トマトの栽培について、複数の品目を作付しており、年間で71万5,000円までの収入を上げられるようにしたいということで計画を立てております。こちらの記載しているシートのところでは、27万5,000円から71万5,000円ということですが、全体の中の特に力を入れているトマトの部分について補助金を受けて、農業収入を増やしていき、盤石にしていきたいということでの申請を受けているということです。

●委員

特定の対象に対してということですね。

●経済課

おっしゃるとおりです。

●委員

そのような場合ABCの方々は、農業収入としては、同じ程度の規模だと考えてよろしいのでしょうか。

盤石というのは、超零細や結構な規模でやられているなどの分布をしているのか、それとも大体同じで、トマトに関してはこういう形にしたいから補助金をもらいたいなどの申請があったのか、知りたい。

●経済課

何をもって盤石なのかということですか。

●委員

そうです。今日も地震がありましたけど、直下型地震がいつ来るかわからない状態です。そのような状況でも多摩は食料の安定的な供給をしないといけないし、生産緑地や公園は災害発生時からの空地活用の観点でとても大事で、保全をしていかないといけないと思います。そのためには、こういう農家の人たちを少し補助してあげることが、保険的な意味でも十分重要だと私も認めています。その観点から皆さんの補助金がどういう効果が出るかということと盤石な農業経営を作るということで大賛成なのです。しかし、表向きはこうであっても、ABCそれぞれ同じぐらいの経営耕地面積を持っていて、全体的に盤石ということであれば私もよくわかりますが、本当に皆さん兼業でだんだん先細っているところにも出していく状況下での「盤石な経営基盤確保」の意味がわからないということです。

●経済課

盤石というのはまさしくその生産の安定性のところが1つだと思います。市内の特に国分寺市内の農業者で、例えば兼業農家で言うと、アパート経営とかで生活ができてしまうという人もいらっしゃると思いますが、代々伝わる農業の継承とうのもすごく大事にされています。実はもういつでも辞めようという農家さんはいないって言うても言い過ぎではないというふうに考えています。

●委員

だから僕は生産緑地や空き地はこれからすごく大事だと思います。全部マンションになったらほとんど避難民がどこに行ったらいいかわからないことになります。そういう点では農家数や農地面積は保全しなきゃいけないし、すごく大事なことだと私は思っています。でも、この政策目標というのはもう少し考え直して欲しいです。盤石という意味とはすこし違うのではないかと感じました。

●経済課

東京都が最初にこの補助金の要綱を作った際に、盤石というキーワードがあり、市も東京都の考え方に倣って要綱を作っていくわけですが、そこから盤石という言葉を使っています。

●委員

都の盤石の意味が何なのかというところはあると思いますが、そこはやはり国分寺は市の独自の政策目標をしっかりと出したほうが、認定農業者の人たちも承継のためには必要で、新しいことを試みたいから、この補助金の値段で十分だと言えらると思います。

●経済課

この審査会でお認めいただいて、この後、来年度予算で成立したあかつきには、要綱の作成ということになりますが、表現等を先生がおっしゃっていただいた趣旨に沿った形にできるように検討したいと思います。

●委員

ありがとうございます。要するに8分の1を自己負担ってことですね。はい、わかりました。それで結構です。

●会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

●委員

今先生がおっしゃったように対象者は生産緑地をやられている方に限定されていますか。生産緑地ではない農業経営者でも対象でしょうか。ハードルはどこら辺なのでしょう。

●経済課

対象者につきましては、認定農業者として市に農業経営改善計画が認定されている農業者さんが対象になりますので、生産緑地であっても、市街化区域畑であっても、関係なしということになります。

●委員

わかりました。そうすると、例えば一定の要件を満たし、書類を出せば補助金が認められるという程度のハードルなのか、どうなのかが知りたいです。

●経済課

最後に検査がございますので、入口は書類だけということもありますが、その間に東京都の審査も入り、市の審査も入りますので、申請から完成までの間では、常に状況を注視しながら進めていける事業と考えています。

●委員

ハードルが高いのか低いのかわかりません。生産緑地はご存じのとおり、納税を優遇、固定資産税も何百分の1、市として見ればこれだけでもかなり補助を出しているようなものです。

確かにそのほとんどが兼業農家だと思います。

専業農家はほとんどいないと思っていますし、これは市の問題ではありませんが、兼業農家も結構厳しいとは思いますが、兼業農家で農業が黒字というのは九分九厘ないと思います。ましてや市街化区域だとすると、赤字です。なぜなら固定資産税払うほどの収入があるわけがないし、生産緑地ということでも、おそらく農業では絶対に赤字です。しかし面白いもので、兼業農家で、事業的規模がないと、不動産所得が黒字でも相殺ができません。

そのため農業の人は厳しいです。私から言わせればやらなければいいのではと思いますが、しかしやらないと生産緑地にならないから、やっている状態になり、そのため補助金を出しますということになります。だからハードルがどの程度高いのか、都の審査はわかりませんが、どの程度なのか、紙出せば、何か入ってくるようなものなのか。極論ですが、生保を受けようとしている人が、紙だけ出せば生保を受けることができってしまう日本のシステムもあるように、それに近いものなのか教えてほしい。

●経済課

書類審査という観点では確かにそうだと思いますが、先ほど申し上げたとおり、完成までの間の経過はいろいろございます。認定農業者は、計画を5年間で立ててやっていきますが、年度ごとに達成状況は常に把握していくものになっております。

そのため、補助金を出しっ放しっていうことにはならないと思っております。

●委員

それなりのもの出さないといけないということですね。

●経済課

そうです。自己負担もございます。

●委員

やはり事業規模があるかということですね。先ほどのお話だと5年で300万円の目標ということは、例えばサラリーマンのサラリーで考えたら5年で300万円では生きていけないと思います。そういうところに補助金出すのはどうなのかなと思います。そもそも、やっていけない農業ということですからね。それも生産緑地にしたいがために、系統的にやっています。市街化区域の人はまた別な考え方でやっているとは思いますが。今回の市の補助金とは関係なく、日本の悪いところかもしれませんね。以上です。

私はハードルが低いのか高いのかそれだけ気になりました。

●会長

他にいかがでしょうか。

●委員

この3認定農業者に対して、配分の仕方はどのようになっていますか。申請ベースですか。それとも平等配分になっていますか。

●経済課

申請ベースです。

●委員

このパイプハウス等の附帯施設はそれぞれ1ヶ所ずつっていうことで、この防鳥棚というのが複数ですか。

●経済課

2件分ということです。

●委員

申請ベースということですね。申請するときには何か上限があるのでしょうか。

●経済課

一応東京都のほうでは、上限としては、1経営体1億円未満になっております。

●委員

ありがとうございました。

●会長

はい。ありがとうございました。

他に何かございますか。

●委員

この補助金は、1事業者が5年経ったら何回でも申請できるのでしょうか。申請の期間はあ
る程度決められているのでしょうか。

●経済課

同じ事業に同じものは当然駄目なのですが、別の設備とかであれば可能です。

●委員

認定農業者は、何年間は農業を続けるなどの必要性はあるのでしょうか。

●経済課

設備の法定耐用年数以上などはありますが、補助金を受けたからには何年以上農業を続けな
さいなどの規定はありません。想定をしてないといいますか、続けるものということが前提に
なっています。

●委員

市内の農地も最近どんどん宅地化され減っていると感じます。少し余談かもしれませんが、
農地を保全する上で、一番の対策などはありますか。

●経済課

市がなかなか直接的に対策としてできていない分野になりますが、やはり農家さんが言うに
は、一番の問題は相続税だと聞きます。相続税が一番大変で、手放さざるをえないと聞しま
す。市として変えられるものではありませんが、市も色々な農業関係の団体に属しております
ので、そのような場を通じて要望を出しているというのが現状になっております。

●委員

わかりました。ありがとうございます。

●会長

確かに今おっしゃったように、私の周りも農地がどんどん減っています。大規模開発などで
一度に20軒や30軒家が建っています。先ほど先生がおっしゃいましたが、特に三多摩は、
農地が必要なので、ぜひ農業の皆さんが元気出るような施策を、ご指導をお願いしたいと思
います。

それでは皆さんのお話も出ましたので決をとらせていただきます。

今日の審査番号8の内容について賛同いただける方挙手をお願いいたします。

(挙手により全員賛成)

満場一致です。宜しく願いいたします。

【審査番号9 男性ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費用助成金】

●健康推進課

健康推進課長の占部と申します。よろしくお願ひいたします。

資料の1ページのチェックシートの方でご説明させていただきます。

補助金の名称は男性ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費用助成金になります。補助交付対象はその他としており、これは後程ご説明いたします。補正予算計上額は42万円で、東京都の補助が7万9,000円充当される予定でございます。補助金の交付予定時期は令和8年4月を予定しております。

当該事業の概要ですが、本事業の対象となるヒトパピローマウイルス HPV についてはですね一般的には女性が罹患する子宮頸がんの原因として知られておりまして、女性については定期予防接種の対象疾病となっております。ただ一方で男性においても、咽頭がんや肛門がん等の原因となりまして、男性については定期接種化されておられませんので、接種する場合は、今のところ全額自己負担ということになります。こちらについて、今年の4月より接種費用を公費負担、1回当たり2,500円の自己負担で受けられるように接種費用の助成制度を設ける予定でございます。原則としては市内の実施医療機関で接種をしていただくこととなりますが、かかりつけ医があるなどの理由で、市外等の医療機関で接種する場合については、今回お願ひする助成金を活用して、接種をしていただく予定となっております。

補助の内容につきましては、1回の接種につき接種費用から自己負担金2,500円を引いた、約2万6,210円を助成上限とする予定でございます。

接種回数については、上限は3回になります。対象については、小学6年生から高校1年生相当の男性になりますが、令和8年度と9年度につきましては、特例措置として、上記対象者に加えて、高校2年生から大学4年生相当の男性についても、助成対象とする予定です。

補助の目的については、接種費用を公費負担することで、HPVの感染及び蔓延予防に資することを目的としております。

2ページ目のどのような効果があるかということですが、こちらは市外等かかりつけ医のもとで、予防接種を受けることができる機会を創出するというところでございます。

3ページのところで、今後当該事業の考え方ですが、現在国においてですね、男性へのHPVワクチン接種についても定期接種化を検討しているところでございます。その検討状況を把握して、定期接種化された際には、本事業の取り扱いについては見直されることとなります。

5ページから7ページは当該事業の事業概要について付けさせていただいており、8ページから10ページについては、助成要綱について添付させていただいております。説明は以上となりますよ。ご審査よろしくお願ひいたします。

●会長

はい。ありがとうございました。それでは先生方、ご意見ご質問いかがでしょうか。

●委員

想定接種率3%ってありますが、この水準について、もう少し詳しくご説明いただきたいです。

●健康推進課

接種率を見込むのは難しいのですが、東京都で、想定接種率5%ぐらいで示しており、先に進めている近隣自治体等もありますので、自治体に確認し、個別ではがき等通知はやらないことから大体3%程度ということで予算化をさせていただいております。これを超える接種率になった場合については、予算を増補正するなどの対応をしたいと考えております。

●委員

これはとても大事な話です。受動的に増えたら、予算を増やすという話なのか。近隣市が3%ぐらいだから大体平均だろうと考えたのか、また国分寺はそれを踏まえもう少し高めにしように検討はしたのでしょうか。東京都自身も5%は低いと思います。地方自治体に任してはいけないので、国の方で義務化しようという動きもあるわけですか。

●健康推進課

これは定期接種を検討されているワクチンになりますので、今後定期接種になりましたら、周知もしっかりやりますので、接種率は上がると思います。確かにおっしゃる通り、想定接種率が低いように見られてしまうこともあると思いますが、予算については適正に見積もらなければなりませんので、ある程度他市の状況とかを確認しながら、接種率を出しております。担当としては、3%でいいということではなくて、できるだけ多くの方に受けていただくように広報はしっかり行っていきたくと考えております。

●委員

広報が大切だと思います。以上です。ありがとうございます。

●委員

私は意見というよりは、要望に近いですが、このような病気は確かに多いと思います。男性はこのような補助金が今まであることも知らなく、そのため病院に行って、自分でお金払って直していたのが現状だと思います。非常にいいことだと思いますので、もっと周知に力を入れてほしいです。補助金も他市と同様に2,500円出ていますし、市民に認知してもらえるようにどんどん進めてください。

●健康推進課

明確なエビデンスはありませんが、男性が接種することで、女性への感染を防げるのではないかとこの考え方もあります。

●委員

逆もあると思います。女性から移ることも多いという話もあります。

●健康推進課

周知については、色々な手段を通じて、やっていきたいと考えております。

●委員

接種回数の上限は3回と書いてありますが、1回接種の有効期間はどの程度なのか。

●健康推進課

上限が3回としていますが、2回で終わるパターンもあります。ここまで持続するという期間はありませんが、規定の回数を接種していただくと、一定の効果があるということになると思います。

●委員

対象が基本的には小学校6年生から高校1年生になっておりますが、ここには根拠というのがあるのでしょうか。

●健康推進課

女性の定期接種が小学6年生から高校1年生相当を対象としております。基本的には、男性もそれに合わせる形にしております。東京都も同じように女性に合わせる形で対象年代を設定しております。少し前まで女性キャッチアップ接種という、それより上の年代も接種していた事例があります。市長の意向で上の年代についても、今まで接種機会がなかった方についても対象としてはどうかということで、時限措置として、令和8年度、令和9年度については、その上の年代についても、限定的に対象とするという制度設計をさせていただいております。

●委員

簡単に解釈すると、小学校6年や中学生のときに接種をしていれば、当分接種しなくても、大丈夫ということですか。

●健康推進課

基本的にはある程度の年代まで効能は続くはずです。

●委員

わかりました。

●会長

あと何かございますか。

●委員

私もあまりよく知らなかったのですが、主に学生が対象になるっていうことは、保護者に対して周知されるのでしょうか。それとも学校等を通じて周知させるのでしょうか。

●健康推進課

基本的には市報やホームページ等を通じて、周知を行っていく形になります。学校の方から經由してどのように周知するかというところについては今後考えていきたいと思っております。

●委員

家庭に知らせが届くわけではないのでしょうか。

●健康推進課

任意接種ということで、強制ではありませんので、すべての家庭にお知らせが行くわけではなく、広報をすることでできるだけご本人たちに届くように周知していく形になります。

●委員

HPVなのですが、現在の感染者数や感染率は程度わかるのでしょうか。

●健康推進課

そこについては、申し訳なのですが、市では把握はできていないところがございます。

●会長

市では3%、都では5%など非常に低い数値だと思うのですが、何か副作用などそういう恐れがあるのでしょうか。

●健康推進課

副反応といいます、一定ワクチンですので、熱が出ることなど、一定の副反応についてはこのワクチンも当然ございます。接種率につきましても、まだ男性が摂取するところの有効性などが十分にまだ浸透がされていないのかなと思います。そのため他の市についても、接種率はこの程度になっているところなんです。今後につきましては、定期接種化の流れで、徐々に接種率は上がっていくのではないかと考えております。

●委員

日本は少子化です。子どもさんすごく大事なわけです。少子化をやはり考えていかないといけない。だから皆さんがおっしゃっているように、広報をどうするか、周知させるにはどうすればいいかを真剣に考えないといけません。市報だけやっているからいいや、ホームページでやっているからいいという話ではないと思います。これはもう日本がすごく意識が低いわけです。このような事業は、1つの人口減少に対する対策になるわけですから、ぜひ積極的にやって欲しいと思います。

まずはPRを、できるだけやって欲しいと思います。

●会長

国分寺市は、男性は今年が1回目ということでしょうか。

●健康推進課

男性については、今年の4月から初の任意接種になります。

●会長

5ページを見ると無料のところは7市もありますが、未実施のところは12市もあることから、国分寺市はまだ半分より先行しているという理解でよろしいでしょうか。

●健康推進課

今実施済みが今は大体半分ぐらいですが、来年度からおそらくは始めるところもあると思います。半分为先行していて、新しく始めるところがあり、それに乗るという形になると思います。

●会長

皆さんがおっしゃっているように、この3%、5%の低さには驚いています。何かまだ隠されたものがあるのかもしれませんが、ぜひ良いところを伸ばしていただいて、インフルエンザ並みの接種率になればいいと思います。

他に何かございますか。

●委員

先ほど先生がおっしゃったように、どのくらいの人がいるかということですが、データなどは取っているわけではないと思います。おそらくお医者様は、申請してほしいや発症した人は届出をするなどの義務はないことから、何人というのは把握してないと思います。このような感染症はもう性病的な感覚がすごく強く、場合によっては、遠くの医者や内緒でこっそり行く人もいるかもしれない。だから認知は低いわけです。認知は低いわけですが、ぜひとも今回国分寺市が始めるならば、国分寺市の売りにしていいとも思います。国分寺市も人口増えてきていますし、若い人も増えてきています。賛成的な意味での意見ですが、もっと周知できるようなPRがあるといいと思います。

●健康推進課

ありがとうございます。

●会長

ありがとうございました。他にございますか。
それでは、意見も出揃ったようですのでこの審査番号9番につきまして賛同意いただける方の挙手をお願いいたします。

(挙手により賛成多数)

●会長

満場一致です。よろしく申し上げます。

【審査番号10 在宅医療推進強化事業（24時間診療体制推進）補助金】

●高齢福祉課

高齢福祉課の荒田と申しますよろしく申し上げます。在宅医療推進強化事業の補助金についてご説明いたします。チェックシートに沿って説明させていただきます。

こちらは特定の団体、国分寺市医師会に補助金を出したいというものでございます。来年度の予算計上額としましては、1,001万1,000円でございます。補助率は東京都の補助金10分の10があり、そちらを活用して補助するというものでございます。

概要ついてですが、基本的には在宅診療を行っている医療機関や、訪問看護を行っているところで、当番制で休日や夜間など、普通の病院などがやっていない時間帯に窓口を設置していただき、訪問診療などをしていただくための体制を整備するというようなものでございます。昨年度までは東京都が直接医師会に補助を行っていましたが、東京都から直接ではなく市を介して補助という行方形で事業を実施するようになっています。

補助内容の主なものはチェックシートの1-2にあります通り、ほとんどが人件費となっております。当番制で行っていただく医師などに対しての人件費が主なものとなっております。

こちらの補助としては、高齢化がどんどん進んでいくことから、在宅医療というのが大変重要になってくるところですが、医療機関だけでは賄えなくなってくる部分もございますので、安心して在宅で介護と医療を受けていただけるように、24時間の診療体制を構築することが必要であります。そういった体制が国や都でも推進しているものでございます。市としてもそういったところは計画に位置付けており、必要な施策ということで、補助を行いたいというもの

でございます。東京都の補助については、東京都の要綱で補助があるものですが、市から医師会での補助は今後要綱の設置を予定しております。要綱については、今精査しているところですが、要綱案を資料としてつけさせていただきます。説明は以上でございます。

●会長

はい。ありがとうございました。
それでは先生方いかがでしょうか。

●委員

2つあります。なぜ都と医師会の直接のものから自治体を通すことになったのか、経緯や理由を教えてください。

2つ目は、在宅ケアのビジネスについては、経営がとても苦しく、やめるところが多いとも聞きますが、国分寺ではその辺りの状況はどのようなのでしょうか。教えてください。

●高齢福祉課

まず1点目ですが、東京都の方は最初から、最初の3年については、都が直接補助をすることで、体制を整備していき、その後地域の特性に根差した形で、それぞれの地域に合わせた形で運用していった欲しいという考えがあります。そのようなことから都の直接補助から各市町村からの補助に移行しているというような流れがあります。今のところ東京都からの補助もあり、市としてもこちらは継続して必要な体制の整備だと考えておりますので、引き続き、続けていけるように、市からの補助という形で継続させていただきたいと思っております。

●委員

制度が変更になったということですよ。

●高齢福祉課

補助金が増えたということですよ。

●委員

だからその制度転換の意味がどういうことなのか知りたいです。なぜ自治体をかませることになったのか。医師会の意向はどのようなのか。どういう理由で飲んだのか。そのようなところをどのように分析しているかということをお聞きしたいです。

●高齢福祉課

東京都が補助を始める際に、最初から最初の3年は直接補助金を出し、その先は市町村というように形で補助金を出すというように計画をされていたものです。医師会は東京都の補助を活用して、また今後は市の補助金を活用して、引き続き体制の整備を行っていきたいというふうに考えております。東京都の考えとしては最初から、3年間は都の補助で直接という形で計画をしていたものでございます。

●委員

都が直接医師会に出すということですよ。

●高齢福祉課

そうです。最初の3年間はそうなります。

●委員

だから今度は間接的になるわけですね。
それはどういう理由かということを知りたいです。

●高齢福祉課

制度の開始時期からそのように決めていたのですが、まだそういった体制整備が進んでいない中で、都で直接的に実施をしていくことで推進をすることを最初は考えていましたが、基本的には地域ごとの特性に合わせた在宅医療や、介護保険との連携とかが必要ということから、その市町村に合わせた形での、補助体制でやって欲しいとの都の考えだと確認しています。

●委員

医師会は、都はそういう意向というのは認識されているのでしょうか。

●高齢福祉課

そうです。令和5年度スタートする時からそのような説明を東京都から医師会に説明がありました。

●委員

医師会としての意思はどのようなのでしょうか。

●高齢福祉課

医師会は引き続き継続していくということです。

●委員

医師会はそれで承諾したわけですね。
なぜこれを聞いたかということそれは質問の2番目なのです。
在宅ケアビジネスというのはとても大事で、私もそのうちに受けることになります。最終的にはその病院とか医療施設でお世話になるよりも自宅がいいという話が結構あるわけです。
しかし、ケアビジネスの側は、報酬が低いのか、ビジネスとして成り立たず、退出するところが多いわけです。このあたりは、国分寺はどのようなのでしょうか。

●高齢福祉課

訪問看護や訪問介護について、小規模の事業所については経営が難しく撤退していくところもあります。状況は確認していますが、ただ今後必要になるところであります。国も報酬体系の見直しなどを行っているところですが、これからも国の動向も見ながら市としては必要な施策、支援をしていきたいと考えております。

●委員

高齢福祉課としては、補助金だけでなくどのような対策をしようとしていますか。

●高齢福祉課

夜間だけの窓口になりますと、すぐに窓口がわからないこともあると思いますので、平日や日中から医療と介護と連携した体制がとれるような形で、それぞれの事業所について、連携できるような体制を整えていくような支援をしていきたいと考えております。

●委員

わかりました。とても行政は大変だと思います。ニーズが大きく、支える方のビジネスはどんどん先細りになっているわけですからとても大変だと思います。

●会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

●委員

私は、採点はよくしました。これは本当にそうあって欲しいという採点です。しかし実態はどうかと言うと、あんまりよろしくはないと思います。私は今母親が生きており、在宅医療が必要になってきています。既に認定も受けており、いつも言っておりますが、市の行政の方はすごく細かく仕事をされています。こういうことに関しても、補助金と医師会とのパイプはすごくいいと思います。しかし問題の入る人がここに全然介在していない。やはりPRが下手だと、どうしたら受けられるかわかりません。これ今回の市報なのですが、皆さんも思っていると思いますが、大分良くなったと思いませんか。しかし、若い人は市報を見ません。見るとしたら多分スマホで見るとし、市報を見るとすると60歳を超えた人ではないでしょうか。やはり入口が問題だと思います。市報でしか今はやりようがないと思いますので、お仕事の的には全然問題なくやっていると思います。なぜかというやはり私の母親を連れて市役所の窓口に行くと、丁寧に教えていただけます。しかし、そこに辿り着くまでが、大変です。おそらく母親1人だとそこにたどり着いていません。今後は周知に力を入れていただきたいです。

また付け加えるならば、補助金のほとんどが人件費です。先生が先ほどおっしゃったように、やはり介護ビジネスが駄目になってきているのは、箱はあるが、そこで働く人がいなくなっており、入所入居したい人も入れない状態になっています。なぜかという給料が安すぎると思います。市行政の問題ではありませんが、やはり給料が安いことが問題だと思います。そこをもう少し何か考えていくのが、行政なのかなと思います。以上です。

●会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

●委員

基本的な流れとして、高齢者の方が本人やご家族の方が在宅医療を受けたいと思った場合、どのような形で、相談窓口や医療機関に繋がるシステムに現在なっているのでしょうか。

●高齢福祉課

病気などで1度医療機関に受診し、入院などをされ、退院するときに今後どのような体制で、やっていくかという時に、介護も含めて、ケアマネージャーなどからプランを作成してもらい、在宅医療になるということが多いです。

●委員

今のご説明は医療機関にかかって具合が悪くなってしまった段階でということだと思いますが、既に1人暮らしになってしまい、この先が不安だという時には、包括支援センターなどに相談するのでしょうか。

●高齡福祉課

事前に包括支援センターにご相談いただいでいて、そこから繋がっていく場合もありますし、かかりつけ医の先生からのご紹介で繋がる場合もあります。今具合悪くないという状態であれば包括支援センターにご相談いただくのが一番適切ではないかと思ひます。

●委員

やはり最初の相談の窓口はどのようなところに相談すればいいのか。健康に不安はあるが、そこまで悪くないという人に対して、事前の段階で調べられて、いざとなったら、すぐに対応できる体制が整っているとかなり利用しやすくなると思ひます。ご本人やご家族の方にもっと周知ができればいいなと思ひております。

また、この予算の中でタブレットが入っていますが、オンライン診療などに使っていると思ひますが、このタブレットはどのように活用される物なのでしょうひか。

●高齡福祉課

訪問診療の事業所がいくつか市内にあるわけですが、訪問診療を行う事業所に配布をします。窓口が市内に1ヶ所あり、その当番の先生とタブレットを活用し、ご相談など情報を連携するために使うものになっております。

●委員

そうなるたとえばオンライン診療のようなものですね。これからDXで出てくると思ひますが、機器はご本人が所持しているタブレットになりますか。

●高齡福祉課

患者さん側になります。ご自身で持たれている形になります。

●委員

それはなかなか難しい高齢者の方には難しいですね。後は体制を構築するのに、市内では担当する医師が不足しているなどの問題はないのでしょうか。

●高齡福祉課

今のところはまだ特に不足しているとは医師会から聞いておりません。

●委員

わかりました。ありがとうございます。

●委員

私も医師について聞きたいです。医師会に加入されている医師が基本的には当番制でやっていくということですが、医師会はメンバーの高齡化は大丈夫なのでしょうひか。

●高齡福祉課

様々な医療機関が加入されておりますので、必ずしも高齡化しているというわけではないです。

●委員

夜間や休日に急に悪くなった場合には、それぞれの当番の医療機関に連絡するシステムです

か。それとも窓口が1ヶ所にあつて、そこから連絡してもらえるということですか。

●高齢福祉課

窓口が1ヶ所あり、そこから当番の医師に連絡が行くようになっています。

●委員

今回は今までの3年間の実施状況とか利用状況の資料は特になかったと思いますが、そういうことに関しては何か情報はありますか。

●高齢福祉課

先ほどからご意見もたくさんいただいておりますが、周知不足のところがあり、まだ利用が少ない部分があると思います。ただ、その一方で、受診は昼間の訪問診療でされており、夜間に必要がない場合も多く、夜間に特に急変することがなかったという話も聞いておりますので、実態としては、利用は多くないような状況ではございます。

●委員

このDX推進分というのは、先ほど説明のあったタブレットですか。

●高齢福祉課

はい。

●委員

ありがとうございました。

●会長

この5ページの補助金交付要綱見ていると、第2条に24時間診療体制が必須になっていますが、これは簡単なことではないですよ。町のクリニックは普通はやってないと思います。該当するところは、思いつくのは3つぐらいなのですが、いくつぐらいあるのでしょうか。

●高齢福祉課

24時間どの医療機関もやるわけではありません。

●会長

当番制ということですか。

●高齢福祉課

そうです。当番に当たったところが待機をしているということです。

●会長

そうなる結構参加者は多いのでしょうか。普通の医院とかクリニックも参加しているということでしょうか。

●高齢福祉課

基本的には在宅医療訪問診療とか行っているところなので、まだ多くはない状況です。今、5医療機関です。

●委員

今まで医師会と都がやっていることから今度は皆さんが入ることになります。今国分寺市は5医療機関ということですが、もうやめるなどの話が出てくるかもしれないですね。

●高齢福祉課

そういうことがないように頑張っていきます。

●会長

やはり報酬が大切ですね。

今、総合病院など赤字が多いと思います。非常に病院側にとっても厳しい時代ですね。

他に何かございますか。

この審査番号10番につきまして、ご賛同いただける方挙手をお願いいたします。

(挙手により全員賛成)

はい。満場一致よろしくをお願いいたします。

●高齢福祉課

ありがとうございます。

【審査番号 11 高齢者補聴器購入費助成金】

●高齢福祉課

こちらは高齢者の補聴器の購入費の助成金についてです。チェックシートに沿って説明いたします。こちらは補聴器を購入する方、個人への補助金となります。4万円を上限としております。こちら東京都の補助金を活用して、東京都の補助金は2分の1でございます。

来年度の予定額としては640万円を見込んでおります。こちら補聴器の助成についてですが、医師が補聴器を必要だということを診断した方に対して、市が補助をするというのを決定した後に、補聴器を購入していただくというような形で補助考えております。

所得制限があり、合計所得210万円未満の方という形です。国分寺市の65歳以上の高齢者ですと大体7割ぐらいが対象の所得ということになります。こちら補聴器ですが、聞こえを円滑にすることで、コミュニケーションを確保することによって、認知症を予防するなどの効果があるとされており、介護予防というのは市の施策として重要に考えており、認知症につきましても、来年度から計画を策定していきまして、新たに施策を展開していく予定でございます。その一環として、この補助も行っていきたいというものでございます。

制度の概要につきましてはチェックシートの後に添付しております高齢者補聴器購入費助成事業の資料に載せております。説明は以上でございます。

●会長

ありがとうございました。それでは先生方いかがでしょうか。

●委員

事業の善し悪しにも関わりますが、このチェックシートは皆さんが作成されるということですのでね。だから作成されたチェックシートは、私たちは読むわけですから、事業の善し悪しもそれに左右されます。説明の中にあつた所得制限については一言も書いてないと思います。書いてありますか。

●高齢福祉課

分かり辛く申し訳ないのですが、チェックシート1-1の一番最後の行の主な対象要件のところ、所得については書いてあります。

●委員

そういうことですか。読み落としました。私たちが判断するのは、あくまでもこの書類に基づいてです。事業の善し悪しに私は手を挙げるときはすごく資料を参考にしているわけです。皆さんがこの事業を推進したいといかに私たちに対してアピールするかということはとても大切だと思いますので、「この事業は重要なのだ」という事が伝わってくるよう、説得的な書きぶりをお願いしたいと思います。

それから最近の研究で全部出ているわけだから、認知症に関して書いてあるところがとてもいいことです。想定対象者数は、所得の分布の話から想定したと考えていいわけですね。わかりました。結構です。

●会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

●委員

所得の7段階以下に該当するのが210万円というのは、収入ではなく所得ですか。不動産所得であろうが給与所得だろうが収入ではなくて、所得ということですね。それを踏まえて、この補助金はいつからあつたのでしょうか。

●高齢福祉課

ここで初めてです。

●委員

私の母親も補聴器をつけているわけですが、高いです。多少1万円、2万円でも補助金があるといいと思います。しかし、繰り返しですが、やはり知らないと利用しません。また、所得制限があるところが気になります。所得制限なくてもいいと思います。何か所得制限を設けている理由はあるのでしょうか。

●高齢福祉課

市にも財源に限りがございます。できるだけ多くの方にといい考えもありますが、所得がある方はご自身で購入ができるのではないかといい考えからです。

●委員

その通りだと思います。

●高齢福祉課

あくまでも、補聴器をつけていただけるようなきっかけにもなればと思っております。この補助で全額カバーができるようなものではないというところもございます。

●委員

こういうことが少し、どうなのかなと思います。我々税金払っている人は、税のサービスの恩恵を全く受けられません。おそらく300万円以上の人は、税金を払っています。なのに、市の税サービスは受けられない。これは市行政に言っても仕方ありませんが、どうかと思います。

●委員

しかし、国分寺は所得の高い人が多いということですね。70%が対象になり、30%はクリアできてないということだから、30%の人たちは比較的経済的に余裕があるということですね。

●会長

そのような説明でしたね。3割の人は210万円以上あるということですね。

●高齢福祉課

その通りです。所得になります。

●会長

しかし、3割しかいないという考えもできますね。

●高齢福祉課

65歳以上にはなります。

●会長

65歳以上ということは、皆さんは入っていないということですね。

●高齢福祉課

近隣市の状況も確認し、非課税の方にしか出さないという自治体もあります。国分寺市はできるだけ多くの方にといいことで、頑張ったところがございます。

●大橋会長

それでも予算としては、320万円ですか。

●高齢福祉課

そうです。市の持ち出しとしてはそうなります。

●委員

もう少し多くてもいいのかなと思いますが、財源の関係がありますからね

●高齢福祉課

最初はこれではじめたいと考えております。

●会長

他にいかがでしょうか。

●委員

こちらの3ページのところの3番に書いてある「あたまの健康チェック会事業」とか「認知症検診事業」は市民に結構周知されているものでしょうか。

●高齢福祉課

「あたまの健康チェック会」は今年度から実施しているものです。市内6ヶ所で6回にわたって実施しまして、1回当たり100人でやりました。時間がかかりますので、100人の制限にしてやっておりますが、たくさんの方に受けていただきました。こちらの「あたまの健康チェック」は認知症になる前の段階での認知機能をチェックするものです。来年度から始まるものが「認知症健診事業」ですが、認知症を診断するような健診を予定しており、来年度からは「あたまの健康チェック会」と連携しながら、補助金の助成もしていくということで考えております。

●委員

「あたまの健康チェック会」は予防のような位置づけということですか。

●高齢福祉課

その通りです。

●委員

会を実施する際に補聴器の補助の周知もしていただければと思います。

●高齢福祉課

合わせて周知をすることや、他の場でも周知を行っていきたいと考えております。

●委員

利用される方が一人でも多くなるように広報をお願いします。

●会長

2ページの5項で160人が予算化されておりますが、どのような計算で160人になるのでしょうか。

●高齢福祉課

立川市では昨年度既に実施しており、立川市の実績から高齢者に対して何%の方が申請したという数字を考慮し、国分寺市だとこれぐらいの方が申請されるだろうという予測で予算化しました。

●会長

何%を予測して、160人でしょうか。

●高齢福祉課

0.54%です。

●会長

1,000分の5ですか。少ないという印象です。

●高齡福祉課

そうです。高齡者の中でということになります。

●会長

高齡者で、210万円以下の母数で、1,000分の5の人が、耳が悪いということですか。

●高齡福祉課

耳が悪いというよりは、補聴器を必要とされている方になります。申請するだろうという件数になります。

●会長

すごい計算ですね。

●高齡福祉課

あくまでも、予測となります。

●会長

もう1つ聞きたいことは3ページの3項に周知徹底を行うという意思表示がございますが、どのようにされていきますか。

●高齡福祉課

今予定しているのは市内で、聞こえの講座というものを行っておりますが、補聴器についての正しい理解をしていただくための講座を開き、そこで聞こえのチェックをしていただいて、そこから必要性とかを認識していただいて受診につなげていこうと考えております。他にも市報や今後公式LINEアカウントでの周知、包括支援センターの窓口の方々にも周知していくことによって、高齡者自身だけでなく、ご家族の方にも伝わるような周知を考えております。

●会長

わかりました。家族への周知は大切だと思います。

●委員

都から2分の1の補助ということですが、市がこの事業をやらないと、都からの補助はでないということでしょうか。

●高齡福祉課

その通りです。

●委員

立川市は昨年度から実施しているということですか。

●高齡福祉課

その通りです。

●会長

ありがとうございました。他にございますか。

それでは審査番号 11 番に賛成いただける方挙手をお願いいたします。

(挙手により全員賛成)

はい。満場一致です。よろしくお願いいたします。

【審査番号 12 医療的ケア児保育支援事業補助金】

●保育幼稚園課

それでは医療的ケア児保育支援事業補助金についてご説明申し上げます。
配布させていただきましたチェックシートに沿って説明をさせていただきます。
まず 1 ページ目をご覧ください。事業の概要についてです。

医療的ケア児については令和 4 年度から、公設公営保育園のこくぶんじ保育園で受け入れを開始しました。そのあと、令和 5 年度から公設民営の保育園、恋ヶ窪保育園、そして令和 7 年度からは公設民営保育園、ひかり保育園でも受け入れを開始するなど、段階的に受け入れの園を広げ

て参ったところでございます。近年、医療的ケア児の保育需要が高まっている傾向がございます。この公立 3 園に加えて、民設民営の保育園においても、受け入れ体制を整えていく必要がある状況に今きております。民設民営保育園で受け入れをするにあたって必要となってくるのが看護師の配置等でございますが、こちらの配置に係る経費に対して市として補助する事業を創設して財政的支援を行っていくものになります。

続きまして主な補助内容でございます。民設民営保育園で医療的ケア児の支援を行う場合の職員配置等にかかる経費、看護師等の配置経費につきましては、1 ヶ所当たり年額 540 万円。また、見守りのための保育補助者の配置経費につきましては、1 ヶ所あたり 223 万 2,000 円を補助基準額として設定し、補助基準額と補助対象経費の実支出額と比較して、いずれか少ないほうの額を上限として補助を行うという内容でございます。

次に、補助金支出の目的と市の役割についてです。医療的ケア児支援法が令和 3 年 9 月に施行されまして医療的ケア児に対する支援が地方自治体及び保育所の設置者の責務となりました。当市では先ほど申し上げた通り、令和 4 年度から公立保育園で受け入れを段階的に拡大しているところがございます。しかし、医療的ケア児に対する保育需要の高まりにより、公立保育園での受け入れに限界が生じる状況となっております。民設民営保育所でも受け入れができるように、個別に雇用した看護師等に対して事業費を補助する仕組みを構築する必要性が高まっている状況でございます。

また、市の計画等との関連について、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の中において、重点事業の位置付けにはなっておりませんが、障害児とともに医療的ケア児に対し、その特性状況に合った支援の必要性について言及しております。

医療的ケア児を抱える家族の就労その他保育の必要な事由に対応するため、医療的ケア児を受け入れられる、保育園を広げていくといったところは必要不可欠であると担当課としては考えております。

本事業の効果についてです。繰り返しになりますが、当該補助を行うことで医療的ケア児を受け入れることに対する民設民営保育園の費用面での負担を軽減することによって、民設民営保育園が医療的ケア児を受け入れやすい環境の整備促進を期待しております。あわせて医療的ケアに係る人材育成の支援なども市として行いながら、受け入れを行う保育園が増えていくことで、より多くの医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止、医療的ケア児の家族に対す

る支援が実施できると考えております。

続きまして、補助事業の目的達成のための今後の考え方、補助金交付終了後の当該事業の考え方につきましては、医療的ケア児の受け入れについてはこれまでご説明させていただきました点を踏まえて、民設民営保育園の拡大を継続していく必要があります。そのために、本事業については今後も継続的に実施をし、実施園に対して財政的支援を行っていくことが必要不可欠であると認識しております。説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

●**会長**

ありがとうございました。それでは先生方からいかがでしょうか。

●**委員**

国分寺市の待機児童は解消されているのでしょうか。

●**保育幼稚園課**

まだ待機児童は解消されておりません。令和7年度に関しては待機児童が9名発生しているような状況です。以前と比べると人数としては減少傾向にあります。

●**委員**

やはり余裕がないから民設民営の人たちにもヘルプしてもらいたいということでしょうか。医療が必要な児童を入れて欲しいという話でしょうか。

●**保育幼稚園課**

公立保育園が3園あり、3園ですでに医療的ケア児を計5名受け入れしておりますが、かなり体制的には限界な状況にきております。来年度以降見据えたときに、民間の保育園にもご協力いただいて、医療的ケア児の受け入れをしてもらいたいという考えでございます。

●**委員**

公立保育所は原則として全施設が医療的ケア児を受け入れる体制ではないのでしょうか。

●**保育幼稚園課**

公立保育園の3園は基本的に医療的ケア児を受け入れています。体制の限りにおいて受け入れを行っていくスタンスです。

●**委員**

民設民営保育園はどのくらいあるのでしょうか。

●**保育幼稚園課**

42園です。

●**委員**

民設民営の方が、数が多いわけですから、協力を願うことはとても合理的でいいと思います。補助内容で看護師等の配置経費で、540万円ということですが、この算定はどのようになっていますか。これは都の基準額なのでしょうか。

●**保育幼稚園課**

国の補助基準になります。

●委員

公設の場合も民設の場合も、全部一律に適用されるということでしょうか。

●保育幼稚園課

その通りです。

●会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

●委員

確認だけです。公立3園で今5名を受け入れているということでしょうか。

●保育幼稚園課

そうです。

●会長

今回の約770万円の予算は、この児童だけのための予算と理解しましたが、よろしいでしょうか。

●保育幼稚園課

その通りです。

●会長

施設1ヶ所に、看護師で540万円、補助者123万円、備品10万円を入れて、今回は終わりということですか。

●保育幼稚園課

はい。

●会長

この児童はとてもハッピーに思います。国分寺市の中に医療的ケア児は、何人いるのでしょうか。先ほど3名と言われましたから、この方を入れて4名ということでしょうか。

●保育幼稚園課

今保育園在園している医療的ケア児のお子さんが5名おりまして、市で把握している医療的ケア児は、全体で20名程度とっております。その中には保育園ではなく、児童発達支援の方を利用される方も多くいらっしゃいます。保護者の方の就労との兼ね合いで、どうしても保育園を利用したいといったニーズに対してどのように答えていくかというところです。

●会長

市で把握している医療的ケア児が20名いて、5名は今回のこの対象として救済をしているということですね。この1ヶ所と書いてある施設はどこなのでしょう。

●保育幼稚園課

こちらの保育園の設置者が病院を営んでいる法人ということで、医療的ケア児を受け入れやすい体制の保育園になります。

●**会長**

その園に今回初めて医療的ケア児が入るということですね。
わかりました。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

●**委員**

病院隣接の保育園ということですが、その病院から看護師やスタッフが来て、専属になるということでしょうか。

●**保育幼稚園課**

専属です。園といろいろな意見交換をしておりますが、今回の受け入れについては、看護師を新たに雇って、園に常に配置をするというような体制でやりたいと聞いております。

●**委員**

わかりました。

●**委員**

対象の園児さんと少人数で、それに対して体制を整備していくわけですが、例えば、対象児の方が保育園を卒園された後はどうなるのでしょうか。看護師の方はそのまま継続されるのでしょうか。

●**保育幼稚園課**

今後のニーズにもよりますが、やはり医療的ケア児で保育園入りたい方は一定数いることから、今回受け入れるお子さんが卒園された後も、引き続き受け入れをしていただきたいと市としては考えております。園の方も継続してニーズがあれば、看護師を引き続き配置していきたいと聞いております。

●**委員**

対象として、保育園はかなり絞られたところになるということでしょうか。今回のように病院に併設されているところを想定しているのでしょうか。

●**保育幼稚園課**

42園全園にヒアリングを行い、具体的に受け入れを前向きに考えたいというところは今回の保育園だけでした。来年度、この民設民営保育園で受け入れが始まれば、他の園も検討してくれるような園も出てくるかもしれないので、引き続き声掛けしていきたいと考えています。

●**委員**

わかりました。

●**会長**

今回は1人だけですが、もう1人なら受け入れができそうですね。

●**保育幼稚園課**

経管栄養などスポット的に医療的ケアが必要なお子さんであれば、もう1人受け入れってい

うところは可能だと思います。

●会長

世界に誇る国分寺の1つとして、医療的ケア児はいつでも受け入れるなどの弱者救済の観点から国分寺市の売りにできればいいと思います。子育てランキングなどありますが、魅力のある国分寺市になって欲しいです。

●保育幼稚園課

実際に医療的ケア児が保育園で過ごす様子を我々も見ているのですが、やはり医療的ケア児と一緒に生活することで、在園児にとってもプラスに働く部分があると聞いております。

●会長

社会に出た後を考えると親も安心すると思います。

●保育幼稚園課

インクルーシブな保育といった視点が今後より重要になってくると考えます。

●会長

ありがとうございます。何か他に先生方いかがでしょうか。

●委員

一対一は決まっているわけではないのですよね。
状況によって、一対二の場合もあり得るのでしょうか。

●保育幼稚園課

その通りです。

●委員

また要綱を見ると、看護師、准看護師、保健師、助産師、特定の行為ができる保育士等も採用の対象になるということでしょうか。

●保育幼稚園課

そうです。

●委員

看護師には限らないということでしょうか。

●保育幼稚園課

そうです。

●会長

他によろしいですか。
今回の審査番号12番につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。

(挙手により全員賛成)

満場一致です。よろしくお願いいたします。

【審査番号 13 初回産科受診料助成金】

●子育て相談室

子育て相談室です。よろしくお願いいたします。

初回産科受診料助成金についてご説明させていただきます。初回産科受診料助成金は、妊娠検査薬等で妊娠と判明した後に受診した産婦人科の初回診察となります。現在妊娠中における妊婦健康診査は1回の健診で14回まで公費負担で健診を受けられる状況でございますが、この初回参加受診については、妊娠届け出前に行うもので公費負担がなく、現在すべて自費診療になっております。こちらに関しましては生活困窮家庭におきましては、この実施医療の負担が負担となるというのが現状でございます。

本事業は、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図ると共に、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を、1回当たり1万3,000円を上限に助成する事業となります。本事業の対象者が受診日において、市内に住所を有するもので、関係機関と市が必要に応じてご家庭の状況を情報共有することに同意したもので、住民税非課税世帯、または生活保護受給世帯を対象といたします。助成の方法につきましては2通りございまして、1つは市の方で受診券を交付して、協力医療機関で受診していただき、その協力医療機関に対象費用を支払う方法と、協力医療機関以外で受診券の交付を受けずに受診された場合は、償還払いする方法とこの2通りとなります。本事業につきましては、妊娠届け出時の面接や出生児の面接などを実施する伴走型相談支援事業というものでございまして、相談支援事業と一体的に実施することで、効果的な取り組みを進めていきたいと考えております。具体的には、この本事業を利用した方には、伴走型相談支援事業の中の面談等におきまして、住民税非課税世帯に対する支援制度なども案内することで、必要な支援を効果的につなげていきたいと考えております。

資料の1ページ目の補助金等審査チェックシートをご覧くださいければと思います。項目の1番目は、当該事業の概要につきましては、先ほどご説明した通りとなります。

2番目の事業補助の補助内容ですが、こちらは事業費補助ということで初回の参加受診料の費用でございます。

3番目のこの補助を行う背景でございますが、今年度初回産科受診料が払えないという理由で妊娠している妊婦本人が、妊娠していることを把握しながらも受診できなかった事例がございました。令和6年度にも、分娩後の妊娠届け出事例が2例あり、どちらも22歳と若年妊娠だった状況がございました。このような状況を踏まえて、市の方でも、初回産科受診料を補助する制度を開始することで、妊婦健診の未受診者や胎児虐待ということを防ぐことができ、市の継続的な支援が妊娠初期により繋がることで、妊婦及びその胎児に対して安心安全な出産を行う支援を実施する役割が果たせると考えています。

5番目の補助金の効果でございますが、補助金を支出することで、初回産科受診料が払えないという理由から、医師の妊娠判定ができず、妊娠届け出に給付金等様々な制度の申請いただくことに至らなかったということを防ぐことができます。また中には、妊婦健診を受けずに、飛び込み出産をしてしまう事例などもありますので、こういったもの防ぐことができます。また妊婦の段階から、そういった方々を把握することによって、必要な支援につなげることが早期にできることができます。

予算と規模としては、受診料の1万3,000円に対して令和8年度から事業実施の5人を見込んでいます。この5人というのは、他の福祉の部署で、入院助産という制度がございます。これは入院助産を助産費用支出できない方に対して、市の方で助成する制度なのですが、入院助産の制度の対象実績を踏まえまして、今回5人ということで設定をさせていただきました。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

●**会長**

ありがとうございました。それでは先生方いかがでございましょうか。

●**委員**

低所得の妊婦の軽減とありますが、具体的には低所得とはどのような水準ですか。

●**子育て相談室**

基本的には住民税の非課税世帯や生活保護の受給世帯という形になります。

●**委員**

世帯ということですね。国分寺市はそこまで低い人はいない市だと思いますが、この人数5人は、おおよその推計ですか。

●**子育て相談室**

実際に今年度、2件ですね。類似する事例がございました。また市の方で入院助産という制度がありますが、生活保護非課税世帯が対象となりますので、このような実績も踏まえて、5人程度と今回はさせていただきました。

●**委員**

基本的には、生保を受けているや、全く所得がない人が対象ということですね。変な言い方ですが、扶養家族などは関係ないということですか。

●**子育て相談室**

その通りです。

●**委員**

経済的な部分を中心ですが、なぜ未受診になってしまうのかとうところは、調査はしてありますか。

●**子育て相談室**

やはり親に言えないような方、パートナーに言えないような方で、ご自身でお金があればそのまま受診の手段を取られる方もおりますが、お金もなく、受診につなげられないでどこに相談行ってもいいかわからないという方は、妊婦健診が遅くなってしまう例も昨年度もありました。過去にもそういった例がありましたので、そういったところも防いでいきたいということです。

●**委員**

だから経済力の部分ではなく、いろいろ複合的なことがあると思います。しかもその受診料金が1万3,000円と結構高いですよ。未成年なんて無理かもしれない。親にも言えない。そうすると最後はどうなるのかという話です。皆さんとしては、国分寺市は伴走的な相

談支援もできるから、安心して相談してほしいということです。そのような場合に、安心して相談してもらえる入口の体制はできているのでしょうか。その辺りのPRはどうなっているのでしょうか。

●子育て相談室

とにかく制度があることを知っていただかないと意味がないかなと思っております。特に先生方もおっしゃるように若い方々は、市報やホームページ見て自ら知ることは難しいと思っています。今は市の方でも、駅などのデジタルサイネージを活用して、何とか目に届くようなことを考えています。また、ホームページで国分寺市支援や東京都補助で検索いただくようなつながりをするようにすることや、東京都のホームページにも載せさせていただいております。今の方々はお金がなくてもスマートフォンをお持ちの方が多いため、何とか引かかるような形でこちらのほうも広報していきたいと思っています。

●委員

はい。わかりました。

●会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

●委員

やはり市報は見ないと思います。結局若い人が何のツールを使っているのかは、年寄りが話したところで全然わかりません。若い人がどこに遊びに行っているのかも知らないと思います。だからやはり今はインスタです。インスタは結構CM流れますよ。若い人はインスタやTikTokを見るから、市としてもそこら辺に流せないのでしょうか。

●子育て相談室

今は市でインスタはやってはおりませんが、今後市でもLineを導入していきますので、そのようなSNSを活用して、メッセージを送れるような形は考えていきたいと思っています。

●委員

若い人はインスタかTikTokしか見ないと思います。私なんかも、お年寄りですが、インスタを見ると、やたらとCMが流れます。やはり商人というには、どこにアプローチをすればいいか常にアンテナを張っています。少し前だったらYouTubeとかですが、それがインスタまで下りてきています。やはり市報のようなものが、インスタのところまで下りていけないと思います。若い人は市報も見ないし、スマホでも市報のページすら見ません。しかし、そのような情報は若い人も知りたいと思いますし、やはりPRの方法が大切です。以上です。

●委員

先ほどのお話の中で、世帯としては低所得に該当しないが、親には相談できないという場合は、どのように対処されるということでしょうか。

●子育て相談室

原則的には、世帯での判定になります。今言ったような事例もございますので、場合によってはその世帯単位ではなく、ご本人の収入のみや学生であれば収入がないなど、今後検討していきたいと思っています。また具体的には、検査をして、妊娠している場合は、当然ご家庭の

中にも伝えていかなければいけないと思っておりますので、しっかり丁寧に寄り添いながら支援をしていきたいと考えております。

●委員

周知というのが大事ということですね。わかりました。

●会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

●委員

私も所得制限があることが気になりました。初回の初診で母子手帳申し込んだ後は、一連の健診は所得に関係なくすべて無料になっているのでしょうか。

●子育て相談室

そうです。所得とは関係なく、東京都全域で決めた限度額があります。1回目でしたらいくらまでや、2回目以降でしたらいくらまでのように限度額までは、公費負担があります。しかし、健診は全て自費負担になりますので、病院によっては上限超えてしまうところもありますが、都立や公立と言われるような病院に関しては、公費負担の範囲内で健診ができる状況ではあります。

●委員

そうすると、基本的には初診だけが自費負担になっているということですか。この初診についても所得制限なしということは検討できないのでしょうか。それは難しいのでしょうか。

●子育て相談室

今回の制度は、国や都の補助制度を活用しているものです。国や都の補助制度が、低所得世帯を想定した補助事業ですので、今回私どもの方で考えているのは、国や都の補助制度を活用して、それに準じた制度設計という形にしています。対象者全域に広げると、やはり一般財源からの支出になり、国や都の補助がない形になりますので、慎重な検討が必要だと考えております。

●会長

ありがとうございました。それでは大橋の方から2点あります。6ページの右項に中国残留邦人等の円滑な帰国の推進というのがありますが、該当する人は今どれくらいいるのでしょうか。

●子育て相談室

おっしゃる通りほぼいないと思っています。今要綱につきましては、法務とも調整しておりますので、今後さらに現実的な内容に調整させていただきます。

●会長

もう1点は、やはり今はグーグルでヒットすることがポイントだと思います。この20歳前後の人には、初回健診、無料のようにキーワードで国分寺の制度がでてくるような仕組み作りが大切だと思います。

●委員

今はAIです。何でもAIに聞きます。

●**会長**

何でもAIに聞きますか。

●**委員**

若者はもう何でもAIです。

●**子育て相談室**

検索のキーワードをいくつかホームページの中に散りばめて、ヒットがしやすいような形にしていければと思います。

●**会長**

ありがとうございます。他皆様方いかがでしょうか。

それでは意見も出ましたので、審査番号13番についてご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。

(挙手により全員賛成)

はい。満場一致ですよろしく願いいたします。

●**事務局**

続きまして簡単に私から報告事項を申し上げます。お送りした報告事項の一覧をご覧ください。今回、補助金に関する報告事項は8件あります。

報告事項番号9「保育所等物価高騰緊急対策事業補助金」

こちらは令和6年12月補正で計上した補助金で、財源については10/10都の「東京都保育所等物価高騰緊急対策事業補助金」を活用していることから、報告事項とさせていただきます。新型コロナウイルス感染症による影響の長期化する中で、食材費や水道光熱費の高騰による影響を受ける保育施設に対し、東京都の補助金事業を活用して補助を支給するものです。

報告事項番号10「骨髄移植等により免疫を失った者に対する予防接種再接種費用助成金」

今回は、再接種対象者の年齢の拡大を行うことによる報告となります。現在、当該助成金の対象者は、免疫消失者で再接種を受ける日において市に住民登録のある者又はその保護者としております。再接種の定義としましては、被接種が18歳に達する日までにを行う予防接種としていましたが、他市自治体の状況等を踏まえ、令和8年4月1日より、被接種者が20歳に達する日までにを行う予防接種に改正します。

報告事項番号11「介護未経験者研修費用補助金」

今回は補助金交付上限額を増額することによる報告となります。補助金の概要としましては、介護職員初任者研修課程又は生活援助従事者研修課程を修了し、市内事業所等に従業した者に対して補助金を交付する事業です。物価・人件費の高騰に伴い、近隣の当該研修受講費用が値上がっているため、補助金交付上限額を66,000円から80,000円に増額します。

報告事項番号12「民設民営学童保育所運営費補助金」

令和7年度から東京都において「認証学童クラブ事業」が開始され、当市においても令和8年度から導入することによる報告となります。既存の当該補助金の制度に加え、「認証学童クラブ」分の補助金の区分を新たに設け、認証学童クラブに該当する施設に対して上乘せして補助金を支給するものです。

報告事項番号13「母子健康診査受診費助成金」

検査対象が拡大したことによる報告となります。現在妊婦健康診査、妊婦子宮がん検診、妊婦超音波検査、新生児聴覚検査を里帰り等により都外で受診した方に対する受診費助成を実施しております。令和8年10月1日以降につきましては、従前の検査に加え、産婦健康診査及び1箇月児健康診査を受診された産婦及びその乳児も対象となります。

報告事項番号14「生ごみ処理機器購入費助成金」

助成金額を増額することによる報告となります。今回市があっせんしている「非電気式」生ごみ処理機器「ごみけしくん」について、商品の値上げに伴い、助成金額を増額します。Sタイプの助成金額は11,000円から33,000円に、ミニタイプの助成金額は7,000円から21,500円となります。

報告事項番号15「移動教室等補助金」

補助金額を増額することによる報告となります。市立小中学校が実施する移動教室、修学旅行の実施に係る経費について、近年、交通費、宿泊費が上昇していることから、保護者の経済的負担を軽減することを目的とし、補助金を増額します。小学校につきましては、9,200円から10,000円に、中学校は6,150円から12,300円に増額します。

報告事項番号16「学校給食代替費補助金」

補助対象者及び補助対象経費の変更することによる報告となります。令和8年度より予定している中学校給食の提供方式の変更及びアレルギーの原因となる食材の自己除去による部分的な給食の喫食が可能になることに伴い補助対象者及び補助対象経費を変更します。予算計上予定額は総額で6,178千円となっております。

簡単な説明となりましたが、報告事項は以上となります。

質問等がございましたら、お手数ですが、メールにて事務局あてに御送付ください。担当課へ確認の上回答させていただきます。

最後に、事務局から今後の予定について申し上げます。本日の審査を踏まえた、答申（案）につきましては、事務局にてまとめたものを、会長及び職務代理人にご確認いただき、その内容を踏まえて委員のみなさまにお送りさせていただく予定です。また今年度の審査会については今回が最後となります。新年度のスケジュールについては、後日調整の御連絡をさせていただきますので御協力をお願い致します。

事務局からは以上となります。今年度の審査、誠にありがとうございました。